

## 令和5年度第10回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年1月10日（水）午後1時32分 から 午後2時45分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（21人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員 15番 関口 均

## 5、議事日程

### 1、開会

### 2、議事録署名委員の指名

### 3、議案

- 議案第 55 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 56 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 57 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 58 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 59 号 買受適格証明（3条）について
- 議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

### 4、報告

- 報告第 52 号 農地法第3条の規定による公売・競売の許可報告について
- 報告第 53 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 54 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第 55 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 56 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

### 5、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整係 係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

## 7、会議の概要

議長

皆さん、改めまして、明けましておめでとうございます。今年は、新年早々に能登半島を地震が襲い、今もまだ助かっていない方も多くいらっしゃる状況でございます。またコロナやインフルエンザも流行っており世間は厳しい状況が続いております。災害への備えや健康にも注意しながら今後も委員会活動をお願いしたいと思います。

只今より、令和5年度第10回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、21名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、15番 関口委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、中澤課長、高島補佐、渡邊係長、渡辺主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、5番 寺内委員と6番 岩淵委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第55号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号37番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに、受付番号37番は、9番議席 國府田委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時35分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
山本主事

それでは、山本主事よりご説明申し上げます。

それでは、説明いたします。議案第55号、農地法第3条の規定による許可について、令和6年1月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。14ページをお願いいたします。

37番、権利：所有権移転有償、所在：森添島字南宿、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：5,700㎡、譲渡人又は貸主：筑西市森添島、譲受人又は借主：筑西市石塔、経営面積、渡人27,712㎡、受人：289,961㎡、受人の労力総数及び稼働数1、1。以上となります。ご審議、よろしく願います。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 37 番について、調査委員の報告をお願いします。

瀬端洋  
委員

23 番、瀬端がご報告申し上げます。

この 37 番の案件はですね、今日欠席の関口委員の担当でございまして、関口委員より報告がありました。去る先月 26 日に書類審査をしまして、書類には不備もないということでございます。その後、渡人受人に電話をしまして確認しましたところ、問題ないということございました。以上のことより許可相当かと思われまます。更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 55 号、受付番号 37 番を採決いたします。

議案第 55 号、受付番号 37 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 55 号、受付番号 37 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、9 番議席 國府田委員の除斥を解きます。

午後 1 時 38 分 解除

つづいて、議案第 43 号、受付番号 4 番から 36 番及び、38 番から 40 番について、事務局より説明願います。

事務局長  
山本主事

それでは、同じく山本主事よりご説明申し上げます。

それでは 2 ページをお願いします。

番号 1 番から 3 番は保留となります。

4 番、使用貸借権、小栗字下今泉、畑、畑、1,291 m<sup>2</sup>のうち 1,288.437 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、筑西市小栗、2,996 m<sup>2</sup>、11,022.3 m<sup>2</sup>、1、1。

5 番、使用貸借権、小栗字権現、畑、畑、915 m<sup>2</sup>のうち 912.677 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、筑西市小栗、2,720 m<sup>2</sup>、11,022.3 m<sup>2</sup>、1、1。

6 番、使用貸借権、小栗字出口、畑、畑、988 m<sup>2</sup>のうち 985.517 m<sup>2</sup>、筑西市小

栗、筑西市小栗、6,831 m<sup>2</sup>、11,022.3 m<sup>2</sup>、1、1。

次のページをお願いします。

7番、所有権移転有償、蓬田字前畑、畑、畑、360 m<sup>2</sup>、外2筆、合計3筆、合計面積 1,757 m<sup>2</sup>、筑西市蓬田、筑西市小栗、5,112 m<sup>2</sup>、11,022.3 m<sup>2</sup>、1、1。

8番、使用貸借権、小栗字次郎丸、畑、畑、1,046 m<sup>2</sup>のうち 1043.951 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積 1,171.72 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、筑西市小栗、15,177 m<sup>2</sup>、11,022.3 m<sup>2</sup>、1、1。

9番、使用貸借権、小栗字権現、畑、畑、981 m<sup>2</sup>のうち 978.957 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、筑西市小栗、1,906 m<sup>2</sup>、11,022.3 m<sup>2</sup>、1、1。

10番、使用貸借権、小栗字権現、畑、畑、437 m<sup>2</sup>のうち 436.52 m<sup>2</sup>、栃木県宇都宮市宝木町、筑西市小栗、2,957 m<sup>2</sup>、11,022.3 m<sup>2</sup>、1、1。

11番、使用貸借権、小栗字次郎丸、畑、畑、670 m<sup>2</sup>のうち 669.085 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、筑西市小栗、6,848 m<sup>2</sup>、11,022.3 m<sup>2</sup>、1、1。

12番、使用貸借権、門井字宮東、畑、畑、1,746 m<sup>2</sup>のうち 1743.597 m<sup>2</sup>、筑西市海老江、筑西市小栗、3,134 m<sup>2</sup>、11,022.3 m<sup>2</sup>、1、1。

次のページをお願いします。

13番、所有権移転有償、小栗字堀込、田、田、561 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積 656 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、筑西市小栗、656 m<sup>2</sup>、11,022.3 m<sup>2</sup>、1、1。

14番、地上権、小栗字下今泉、畑、畑、1,291 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里六丁目、2,996 m<sup>2</sup>。

15番、地上権、小栗字権現、畑、畑、915 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里六丁目、2,720 m<sup>2</sup>。

16番、地上権、小栗字出口、畑、畑、988 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里六丁目、6,831 m<sup>2</sup>。

17番、地上権、蓬田字前畑、畑、畑、360 m<sup>2</sup>、外2筆、合計3筆、合計面積 1,757 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里六丁目、5,112 m<sup>2</sup>。

18番、地上権、小栗字次郎丸、畑、畑、1,046 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積 1,174 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里六丁目、15,177 m<sup>2</sup>。

19番、地上権、小栗字権現、畑、畑、981 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積 1,418 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里六丁目、1,906 m<sup>2</sup>。

次のページをお願いします。

20番、地上権、小栗字次郎丸、畑、畑、670 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里六丁目、6,848 m<sup>2</sup>。

21番、地上権、門井字宮東、畑、畑、1,746 m<sup>2</sup>、筑西市海老江、東京都荒川区東日暮里六丁目、3,134 m<sup>2</sup>。

22番、所有権移転無償、高島字西、田、田、2,063 m<sup>2</sup>、筑西市小栗、筑西市高島、977 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、1、1。

23番、賃貸借権、蓮沼字クミスギ島、畑、畑、602 m<sup>2</sup>、外2筆、合計3筆、合計面積 7,583 m<sup>2</sup>、筑西市蓬田、筑西市蓬田、33,575 m<sup>2</sup>、48,482 m<sup>2</sup>、1、1。

24番、所有権移転有償、木戸字向田、田、田、5,153 m<sup>2</sup>、筑西市西保末、筑西市西保末、3,834.69 m<sup>2</sup>、57,648 m<sup>2</sup>、3、3。

25 番、所有権移転有償、寺上野字中居、畑、畑、94 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 208 m<sup>2</sup>、筑西市寺上野、筑西市寺上野、874 m<sup>2</sup>、2,372 m<sup>2</sup>、2、1。

次のページをお願いします。

26 番、所有権移転無償、五所宮字弁才天、田、田、1,700 m<sup>2</sup>、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 4,950 m<sup>2</sup>、結城市大字武井、結城市大字結城、4,950 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、1、1。

27 番、所有権移転有償、木戸字宮本、畑、畑、882 m<sup>2</sup>、福島県郡山市安積三丁目、筑西市木戸、3,755 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、2、1。

28 番、所有権移転有償、伊讚美字中原、田、田、876 m<sup>2</sup>、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積 6,822 m<sup>2</sup>、水戸市上国井町、筑西市伊讚美、67,401.21 m<sup>2</sup>、81,567.91 m<sup>2</sup>、2、1。

29 番、所有権移転有償、内淀字北浦、畑、畑、1,066 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,687 m<sup>2</sup>、水戸市上国井町、筑西市内淀、67,401.21 m<sup>2</sup>、37,449.88 m<sup>2</sup>、2、2。

次のページをお願いします。

30 番、所有権移転有償、海老江字北向、畑、畑、998 m<sup>2</sup>、水戸市上国井町、筑西市竹垣、67,401.21 m<sup>2</sup>、334,169.88 m<sup>2</sup>、3、3。

31 番、所有権移転有償、栗島字岡、田、田、390 m<sup>2</sup>、筑西市西大島、筑西市栗島、3,445 m<sup>2</sup>、27,517 m<sup>2</sup>、1、1。

32 番、所有権移転有償、蒔田字本田、畑、畑、200 m<sup>2</sup>、筑西市下岡崎二丁目、筑西市蒔田、201 m<sup>2</sup>、476 m<sup>2</sup>、1、1。

33 番、所有権移転無償、小栗字熊野、畑、畑、774 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,333 m<sup>2</sup>、千葉県千葉市稲毛区柏台、筑西市新治、1,333 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、2、2。

34 番、所有権移転無償、花田字黒浜、畑、畑、2,158 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,678 m<sup>2</sup>、神奈川県川崎市麻生区高石、筑西市江、3,771 m<sup>2</sup>、48,307 m<sup>2</sup>、2、2。

35 番、所有権移転有償、女方字本田前、畑、畑、376 m<sup>2</sup>、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 4,596 m<sup>2</sup>、筑西市女方、東京都大田区北千束三丁目、16,510.64 m<sup>2</sup>、13,679.96 m<sup>2</sup>、2、1。

36 番、所有権移転無償、宮後字新田、畑、畑、635 m<sup>2</sup>、筑西市宮後、つくば市二の宮、1,125 m<sup>2</sup>、105,076.9 m<sup>2</sup>、2、2。

次のページをお願いします。

38 番、所有権移転有償、西方字金塚、畑、畑、827 m<sup>2</sup>、筑西市西方、筑西市西保末、3,724 m<sup>2</sup>、35,492 m<sup>2</sup>、3、1。

39 番、所有権移転有償、嘉家佐和字一反歩、畑、畑、306 m<sup>2</sup>、筑西市乙、筑西市布川、0 m<sup>2</sup>、19,635 m<sup>2</sup>、2、1。

40 番、所有権移転無償、辻字大道上、畑、畑、747 m<sup>2</sup>、筑西市西保末、筑西市辻、12,525 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、2、1。以上となります。ご審議、宜しく願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を4番よりお願いします。

秋山員宏  
委員

10番、秋山が4番から21番及び33番をご報告いたします。

まず4番から13番までの受人ですが、同一の方でして、地域で営農型太陽光発電施設の下で原木栽培シイタケを栽培する農業生産法人であります。3年前より営農型施設の下で栽培を始め、今年度より本格的にシイタケを販売する予定の方です。それでは4番からですが、4番、使用貸借権の案件で渡人に話を聞きました。数年前に相続をしたのですが、一切何も耕作をしておらず、草刈りだけをしていた農地であり、今回の件では、近くの方がですね、太陽光発電の下で行うと話を聞いてですね、じゃあついでにとということでお願いしたというかたちです。次に5番ですが、渡人は、数年前までは親戚の方に畑を貸していて、玉葱を作っていたそうです。ですが、その方がお亡くなりになって、その土地を返されてしまったそうです。この渡人の農地のすぐ下で、やはり太陽光発電の下で原木栽培をしていたのを見ていたそうで、こういうかたちであったら私も貸していいという話で、話がまとまったそうです。続きまして6番ですが、受人は、ずっと自家用の野菜を作っていたそうなんです、高齢になってきてもう野菜を作ること自体ができなくなってきたということで、やはり今回お貸しすることになったそうです。続きまして7番は、所有権移転有償の件であります。こちらは、一昨年前まで農地として作物を作っていたそうなんです、やはり高齢で農地自体を昨年は耕すこともできずに草が生い茂っていた状態ではありました。それで受人に相談をしたところ買ってくれるということになったそうで、今回、話がまとまったそうです。続きまして8番ですが、渡人に話を聞きましたら、民家と民家に挟まれている旗竿みたいな土地でありまして、大型の機械が入れないということで、昨年までは、近所の方が作付けをしてくれていたみたいなんです、その方も農家をやめるということで返されてしまって、どうしようかという話になった時に、やはりすぐ隣で太陽光発電の下でシイタケを作っているのを見ていたそうで、じゃあこういうかたちだったら貸してもいいなということで話がまとまったそうです。次に8番、9番です。相続した農地であって、しかもその農地自体に進入路があるんですが、段差があって機械が入れないということで、草刈りだけを近所の人をお願いをしていたということでもあります。それで今回、原木シイタケがすぐ下の下にあって、やはり見ていたらしくて、こういうかたちであったら貸してもいいと話でまとまったそうです。次に10番ですけれども、渡人は9番の方と親戚の方でありまして、地続きの農地であります。やはり先程話しましたとおり、進入路がなく草刈りも9番の方と同じで近所の方をお願いをして、草刈りをしていた農地らしいです。この渡人はですね、3年前にやはり同じ受人の方に農地をお貸ししている方です。続きまして11番ですが、こちらの方は高齢で、話をしたんですが、ちょっと話が、何度話をしてても話が行き違いになってしまったので、親戚の方にお話を聞いたところ、10数年前まで草刈りだけをしていたらしく、ただそれもここ2年位は、ままたらない状態だったそうです。申請地は、この

受人の事務所のすぐ裏であって、今回このような話があった時に、じゃあよろしくお願ひいたしますという話になったそうです。続きまして12番ですが、渡人にお話を聞きましたところ、この土地はですね、遊休農地としてなっていて、数年間、木も生えていたりしている農地なんですけど、今回やはり受人からこのような話があったところ、荒廢地の解消になればということで、快くお貸しするという話になったそうです。続きまして13番、所有権移転有償の件であります。こちら渡人は数年間、耕作はしていない土地でありまして、しかも三角形で耕運機しか入れないような土地でありまして、全然何もできなかったという話で、今回この受人から話があった時に、ではよろしくお願ひいたしますということで売買に至ったそうです。続きまして14番からは地上権の設定になります。受人に電話で確認をしましたところ、間違いはないという話でございました。14番の渡人の方は、先程の4番の方と同一の方です。15番の方が先程の5番の方、16番の方が6番の方です。17番の渡人の方が営農型太陽光施設の下で原木用シイタケを栽培する農業生産法人の方であります。また18番の方は8番の方と同一です。19番の方、渡人が2人おりまして、9番、10番の方と同一であります。また20番の方につきましても渡人は、先程11番の方です。21番につきましても、渡人は先程の12番の方と同一であります。つづきまして33番、所有権移転無償の件でありますけれども、渡人受人に先月の25日に書類審査及び電話で確認をいたしました。渡人はですね、元々はこの地区に住んでいたわけなんですけど、20数年前にですね、現在の方に引っ越したそうです。それで数年前までは、こちらに来て家庭菜園等をやりながら通って作っていたわけなんですけど、高齢になり、また車でこちらに来るのが大変だということで、姪の方に所有権を移すという話でございました。受人の方ですけれども、飲食業を行ってまして、店舗近くで野菜等を作っている方なんですけど、今回も同様で、この農地で野菜を作る予定だそうです。以上19件、書類に不備もなく許可相当かと思われそうですが、皆様方の更なるご審議の程、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長                    22番をお願ひします。

柴保                    2番、柴です。

委 員                    去る26日に書類審査及び現地調査をしてきましたけれども、申請人は姉弟として、親から譲り受けた土地であります。受人の方が今までもずっと耕作しておったのですが、渡人のかたは引継ぎ受人の方にやってもらいたということがありました。許可相当と思われそうですが、更なる審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長                    23番をお願ひします。

岩渕進                    6番の岩渕です。

委 員                    3条の23番の案件を報告します。先月25日、書類審査を行いました。後日、

渡人受人に電話で申請内容の確認を行いました。渡人と受人は親子で、父の農地を息子が経営する農業法人と賃貸借契約を結んだそうです。書類に不備もなく許可相当と思われますが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

24 番をお願いします。

齊藤一弥  
委員

13 番、齊藤です。

24 番、27 番、40 番について報告します。12 月 26 日に関城支所におきまして書類審査をいたしました。後日、電話並びに直接お会いする方がおりましたのでお話を聞きました。24 番ですが、受人に電話で確認しましたところ、渡人と親戚関係にありまして、以前から依頼され耕作してそうです。渡人は規模縮小、受人は規模拡大を希望した農地移転になります。次に 27 番ですが、電話で受人、渡人に確認しました。渡人は、住所が福島県になっておりますが、出身地が筑西市の木戸という所からお嫁に行きまして、福島県に在住しているそうです。遠距離で管理がとてもできないということで、申請地の隣接する所に受人の住宅があるそうで、買ってもらえないかということでお話をしたところまとまったそうです。続きまして 40 番ですが、渡人と直接お会いする機会がありましたので話を聞きました。本家、分家の間柄だそうで、受人の方が分家にあたります。この申請地の隣に受人の住宅がありまして、本家から分家へ所有権を無償で譲るといふことだそうです。3 件共許可相当かと思われますが、皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長

25 番をお願いします。

寺内美雄  
委員

5 番、寺内が報告します。

12 月 25 日、明野支所で申請書類の確認を行いました。その後、後日、面談と電話によって確認をいたしました。私から 25 番、29 番、30 番、36 番の 4 件について報告をいたします。最初に 25 番ですけれども、渡人受人は、前後の家です。受人は、面積が 208 ㎡なのですが、借りて野菜を作っているとのことでした。渡人から農地を手離したい旨の話があり、受人は野菜を作れなくなってしまっただけから市役所に相談をし、受人が買い取ることになったそうです。それから 29 番です。受人は、地域の担い手農家です。以前から耕作をしていた農地なのですが、今回、基盤整備に伴って、隣の家の農地だったそうですけれども、農林振興公社を通じて買い取るということになったとのことでした。次に 30 番ですが、30 番の方も担い手農家の方です。以前から耕作をしていた畑でありますけれども、今回、地主から買って欲しくないかということで相談を受けて、農林振興公社を通じて買い取るということになったとのことでした。続きまして 35 番ですけれども、渡人と受人の奥さんがですね、隣同士です。受人の方は、昔から知っている人だったので、直接行って話を聞いてきました。元々受人に貸している畑なんだそうですけれども、今回、その後は誰もやらないと

いうことで譲るということになったとのことでした。以上4件、いずれも許可相当かと思われますけれども、皆さんの更なるご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 寺内委員、最後の案件は36番ですよね。35番ではなく。

寺内美雄  
委 員 すみません。36番でした。

議 長 皆さん、そのようなことでお願いします。  
次に26番をお願いします。

國府田  
喜久男  
委 員 9番、國府田です。  
声が枯れているので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご了承ください。12月26日、書類審査の後、電話確認しました。受人は、渡人のお孫さんだそうです。今までこの土地は、貸していたのですが、お孫さんに譲りまして、お孫さんは作物と作りたいと言っているそうです。問題ないと思います。許可相当と思われますので、更なる皆様の審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 28番をお願いします。

瀬端洋  
委 員 23番、瀬端がご報告申し上げます。  
28番、35番、38番についてご報告申し上げます。まず28番ですけれども、去る先月26日にですね申請書類の審査をしました。書類には、不備はありませんでした。渡人は振興公社でありまして何ら問題なく、また受人はですね、地域の有数な篤農家、規模拡大を図っている大農家であります。以上、問題ないと思われます。それからですね、35番につきましてはですね、こちらも書類の方には不備はありませんでした。後日、渡人受人双方に電話をしまして確認をいたしました。渡人の方はですね、父親が亡くなり本人は勤めておりまして、農業の方を縮小をしたいと、土地を売りたいということであったそうです。受人は、東京に住んでいるので、通い農業をするんですかとお尋ねしたところ、家屋敷を今、女方に持っていて、月の半分は女方に来て農業を、耕作をしているというお話でございました。これも問題ないと思われます。それから38番はですね、本日欠席の関口委員の案件でありまして、関口さんの方から報告がありまして、書類には不備がなく、渡人受人にも問題はありませんでしたとのことでした。3案件について、以上のことにより許可相当かと思われますが、皆様方の更なる審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 31番をお願いします。

宮山繁治  
委員

17番、宮山です。

31番と39番について私の方から報告します。まず31番ですが、売買の件であり、12月26日に書類を確認してあります。後日、本人に電話をして確認をしてあります。渡人については高齢であり、隣の耕作者である受人に買ってもらえないかということで、受人については、現在銀行員でありまして、かなり電話が、年末で連絡がとれなかったのですが、ようやく連絡がつきまして、規模拡大のために購入するというので、間違いはないということでした。続いて39番ですが、やはり売買の件になります。渡人については、もうお亡くなりになりまして、相続財産管理人の弁護士の方に私の方から電話をしております。またその代理人である行政書士につきましては、電話がつながらなかったのも、弁護士の方と直接確認をとってあります。また受人については、白菜を主にやっているようですが、間違いはないということで確認をとってあります。2件共に許可相当であるかと思われませんが、更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

32番をお願いします。

柴保  
委員

2番、柴です。

去る26日に書類審査の後、確認をしました。申請人のお二人は、姉弟でありまして、渡人は親から農地を引き継いだということで、引き続き受人に管理をしてもらいたいということでした。許可相当かと思われませんが、更なる審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

34番をお願いします。

宮崎亨  
委員

14番、宮崎が報告します。

去る26日、書類確認を行い、後日電話で確認しました。渡人は神奈川の方に住んでおり、母親から農地を相続したそうです。遠方であり、この地に戻る予定はないので、誰かに譲渡したいということで、今まで考えていたということでした。受人は、5、6年前よりこの農地を耕作していたそうです。そこへもらってくれないかという話があり、この移転になったようです。書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 55 号、受付番号 4 番から 36 番及び、38 番から 40 番を採決いたします。  
議案第 55 号、受付番号 4 番から 36 番及び、38 番から 40 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 55 号、受付番号 4 番から 36 番及び、38 番から 40 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 56 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
渡辺主任

それでは、渡辺主任よりご説明を申し上げます。

それでは、説明させていただきます。議案書 15 ページをご覧ください。議案第 56 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 6 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、所在：谷部字北宿、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：942 m<sup>2</sup>の内 501.71 m<sup>2</sup>、申請人：筑西市谷部、転用事由：農業用倉庫。

申請地は、国道 294 号線の西側約 300m、真岡鉄道真岡線折本駅の南西側約 400m に位置する、500m 以内に鉄道の駅がある第 2 種農地です。申請者は、申請地付近で農業経営を行っている農家です。今般、使用している農業用倉庫を改築することになり、その際、敷地の一部に畑が含まれていることが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

2 番、茂田字虚空蔵前、畑、宅地、86 m<sup>2</sup>、筑西市茂田、住宅敷地拡張。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 500m、県西総合公園の西側約 900m に位置する広がりのある第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地に隣接する土地に居住しておりますが、今般、住宅敷地として使用していた土地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

宮山繁治  
委 員

17 番、宮山です。

4 条の 1 番について報告します。農業用倉庫の建設というような事由であります。12 月 26 日に書類及び現地調査をしてあります。その調査時に本人と行き会いまして確認をとっております。自宅敷地の一部ですね、そこに既に倉庫が建設されておりますが、始末書を添付されて今回申請に至ったというようなことでもあります。農業用倉庫であり、許可相当かと思えます。更なるご審議を

お願いいたします。以上です。

議長 2番をお願いします。

永井尚子 19番、永井がご報告いたします。

委員 12月26日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。また後日、申請人に電話で確認をしたところ、この申請に間違いのないとのことでした。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第56号を採決いたします。

議案第56号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第56号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第57号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは議案について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、同じく渡辺主任よりご説明申し上げます。

渡辺主任 議案書の17ページをご覧ください。議案第57号、農地法第5条の規定による許可について、令和6年1月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番から8番は同一事業者による同一目的の申請のため併せてご説明させていただきます。

1番、権利：地上権、所在：門井字宮東、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：1,746㎡のうち2,403㎡、譲渡人又は貸主：筑西市海老江、譲受人又は借主：東京都荒川区東日暮里、転用事由：営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から10年間。

2番、地上権、小栗字次郎丸、畑、畑、1,046㎡のうち2,049㎡、外1筆、合

計2筆、合計面積1,174㎡のうち2.283㎡、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から10年間。

3番、地上権、小栗字出口、畑、畑、988㎡のうち2.483㎡、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から10年間。

4番、地上権、小栗字権現、畑、畑、981㎡のうち2.403㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,418㎡のうち2.523㎡、筑西市小栗、外1名、東京都荒川区東日暮里、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から10年間。

5番、地上権、小栗字権現、畑、畑、915㎡のうち2.323㎡、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から10年間。

6番、地上権、小栗字次郎丸、畑、畑、670㎡のうち0.915㎡、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から10年間。

7番、地上権、小栗字下今泉、畑、宅地、1,291㎡のうち2.563㎡、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から10年間。

8番、地上権、蓬田字前畑、畑、畑、360㎡のうち0.060㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,757㎡のうち2.363㎡、筑西市小栗、東京都荒川区東日暮里、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から10年間。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業等を営む法人です。営農を継続しながら太陽光発電により安定した収入を確保すべく、申請するものです。なお、原木しいたけを作付けする計画となっております。

9番、所有権移転有償、玉戸字伊房地、畑、畑、312㎡、筑西市辻、筑西市玉戸、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の北側約300m、県立下館工業高校の西側約500mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。申請者は、現在、市内にて生活しておりますが、自宅が古くなったため、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

次のページをお願いします。

10番、所有権移転無償、下野殿字横道、畑、畑、578㎡、筑西市下野殿、筑西市下野殿、自己住宅。

申請地は、国道294号線の西側約900m、関東鉄道常総線大田郷駅の南東側約1.5kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在、市内の実家にて生活しておりますが、今般、資金計画の目途が立ったため、自己住宅を建築すべく申請するものです。

11番、所有権移転有償、板橋字大久保、畑、雑種地、499㎡、筑西市犬塚、筑西市小川、自己住宅。

申請地は、関城支所の南東側約200m、市立関城中学校の西側約1.4kmに位置する300m以内に市役所の庁舎がある第3種農地です。申請者は、現在、市内の借家にて生活しておりますが、家族が増え手狭になってきたことから、自己住宅を建築すべく申請するものです。なお、現況が雑種地になっている為、始末書が添付されております。

12番、所有権移転有償、下川島字雷電宮東、畑、畑、472㎡、外4筆、合計

5筆、合計面積 2,222 m<sup>2</sup>、筑西市女方、外3名、栃木県足利市寺岡町、太陽光発電設備。

申請地は、国道50号線の北側約300m、県立鬼怒商業高校の北東側約600mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

次のページをお願いします。

13番、所有権移転有償、西方字新畑、畑、畑、281 m<sup>2</sup>、外2筆、合計3筆、合計面積 1,900 m<sup>2</sup>、筑西市西方、外1名、広島県広島市西区楠木町、太陽光発電設備。

申請地は、県立下館工業高校の北東側約400m、市立大田小学校の北側約500mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

14番、所有権移転有償、一本松字八幡台、畑、畑、909 m<sup>2</sup>、筑西市西方、広島県広島市西区楠木町、太陽光発電設備。

申請地は、県立下館工業高校の北側約700m、市立大田小学校の北西側約900mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

15番、所有権移転有償、一本松字八幡台、畑、畑、909 m<sup>2</sup>、筑西市西方、広島県広島市西区楠木町、太陽光発電設備。

申請地は、県立下館工業高校の北側約700m、市立大田小学校の北西側約900mに位置する広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

秋山員宏  
委員

10番、秋山が報告をいたします。

1番から8番までを報告したいと思います。1番から8番までに対して、受人は同じ方であります。営農型太陽光発電施設の下での地上権の設定であります。また発電施設の下で原木シイタケを栽培することであります。1番の渡人は、先程3条の申請番号21番の方であります。また2番の方は同じく18番の方、3番の方は同じく16番の方であります。4番の方は同じく19番、2人いるのですがもう片方の方も19番、5番の方が15番、6番の方が20番、7番の方が14番、8番の方が17番となります。今回、皆さんに話を伺った経緯ですが、やはり何の問題もないということであります。以上8件、書類に不備

もなく許可相当かも思われますが、皆様方の更なる保審議の程、よろしく願いいたします。以上です。

議長 9番をお願いします。

大林富子 11番、大林です。

委員 9番について報告いたします。昨年12月26日、書類審査及び現地調査を行いました。現地は北側の道路に面した畑の一角にありました。後日、受人渡人に電話にて確認をしたところ、内容に間違いのないことでした。書類にも不備もなく許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議の程をよろしく願いいたします。以上です。

議長 10番をお願いします。

永井尚子 19番、永井がご報告いたします。

委員 12月26日、書類審査及び現地調査を実施いたしました。後日、両者に電話で確認いたしました。両者は、叔父、甥の関係であり、叔父にあたる渡人が甥である受人に土地を贈与したということでした。この申請は許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 11番をお願いします。

宮崎亨 14番、宮崎が報告します。

委員 去る26日、書類審査及び現地調査を行いました。電話で受人渡人に確認をしたところ、間違いのないことです。書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 12番をお願いします。

瀬端洋 23番、瀬端がご報告申し上げます。

委員 去る先月26日に申請書類の審査を行いました。書類には不備はありませんでした。その日に現地調査を行いました。現地に行って現場を見たところ、とてもここが元畑だったというような状況ではなく、つる草というか枯草が生い茂っておりまして、とてもこれをまた畑に戻すには容易なことではないという現地でございました。後日、渡人と受人に電話をしまして確認いたしました。渡人はですね、やはり今のように荒れてしまっていてどうにもならない畑なものですから、何か利用、買ってくれる人がいればということで考えておったそうでございます。渡人は4人いますけれども、4人とも電話で確認をしたところ同じような考えでありました。そこに受人がですね、太陽光ということで土地を売っていただけませんかということで話がきましてですね、今回、申請の許可がおりれば売買を結んで事業を進めていきたいという話でございました。以

上のことより許可相当と思われますけれども、更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 13 番をお願いします。

國府田 9 番、國府田です。

喜久男 この件は、関口委員が担当したのですが、体調不良のため今日出席できない  
委員 というので、私が引き受けました。この件についても 26 日に書類審査の後、委員全員で現地を確認しました。関口委員が申請者両方に電話確認をしまして、問題ありませんでした。許可相当と思われます。私の方から報告させていただきます。更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 57 号を採決いたします。

議案第 57 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 57 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 58 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、同じく渡辺主任よりご説明を申し上げます。

渡辺主任 議案書 23 ページをご覧ください。議案第 58 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 6 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：木戸字本田、登記簿地目：畑、現況地目：山林原野、面積：125 m<sup>2</sup>、判定地目：山林原野、現況：山林、所有者：筑西市木戸。

申請地は、国道 294 号線の西側約 200m、関東鉄道常総線黒子駅の南東側約 800m に位置する土地です。平成 2 年には、農地ではないとして、航空写真を添

付し証明願が出されております。

2番、井上字本田、畑、宅地、222㎡、宅地、住宅敷地、東京都足立区。

申請地は、国道294号線の西側約700m、関東鉄道常総線黒子駅の北側約900mに位置する土地です。平成7年には、農地ではないとして、家屋評価証明書を添付し証明願が出されております。

3番、国府田字東、畑、宅地、166㎡、宅地、住宅敷地、筑西市国府田。

申請地は市立中小学校の北東側約900m、市立河間小学校の西側約1.6kmに位置する土地です。平成8年には、農地ではないとして、家屋登記事項証明書を添付し証明願が出されております。

4番、女方字南新田、畑、宅地、99㎡、宅地、事務所敷地、筑西市女方。

申請地は国道50号線の南側約800m、県道結城下妻線の北側約900mに位置する土地です。平成15年には、農地ではないとして、課税証明書を添付し証明願が出されております。

5番、女方字向原、畑、宅地、331㎡、宅地、住宅敷地、筑西市辻。

申請地は国道50号線の南側約400m、県道結城下妻線の北東側約1.5kmに位置する土地です。昭和58年には、農地ではないとして、家屋評価証明書を添付し証明願が出されております。

次のページをお願いします

6番、花田字黒浜耕地、畑、宅地、363㎡、宅地、住宅敷地、筑西市花田。

申請地は市立関城中学校の南側約1.6km、市立関城東小学校の南西側約1.7kmに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

7番、下川島字田川端、畑、宅地、466㎡、宅地、住宅敷地、滋賀県彦根市後三条町。

申請地は国道50号線の北側50m、県立鬼怒商業高校の北東側約300mに位置する土地です。平成15年には、農地ではないとして、課税証明書を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

栗島菊雄  
委員

18番、栗島です。

1番、2番、6番をご報告申し上げます。先月の26日に農業委員、農地利用最適化推進委員さん、事務局の方、全員で3件、現況を確認してきました。3件共に農地としての利用は不可能という判断に至りました。よって、現況確認証明書の発行は可能と判断して、ご報告申し上げます。以上です。

議長

3番をお願いします。

柴保  
委員

2番、柴です。

去る26日に書類審査の後、現地調査をしてきました。畑というようなことで

ありますが、河間地区の土地改良の時に屋敷の裏に道路と用水があったんですけれども、そこに土を盛ってもらって、畑として換地を受けたわけですが、よい土地ではないので、野菜や作物があまりよくできないということでそのまま放置されておって、現在宅地として使用されているような土地でございました。非農地証明の発行は可能かと思われませんが、更なる皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 4番をお願いします。

國府田 9番、國府田です。

喜久男 26日に書類審査の後、全員でこの現場を見てきました。4番、5番共にもう既に農地ではありませんでした。申請が漏れたみたいですね。全員が非農地証明の発行は可能と判断しました。更なる皆様の審議をお願いいたします。以上です。

議長 7番をお願いします。

大林富子 11番、大林です。

委員 7番について報告いたします。昨年の12月26日に書類審査及び現地調査を行いました。現地の状況は、住宅敷地として利用されて20年以上経過しており願出の内容が確認できるものでした。したがって非農地の証明は可能と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

栗島菊雄 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議長 議案第58号を採決いたします。

委員 議案第58号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

議長 （挙手全員）

挙手全員。よって議案第58号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第59号「買受適格証明（3条）について」を上程いたします。  
議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
山本主事

それでは、山本主事よりご説明を申し上げます。

それでは、議案書の 26 ページをお願いいたします。議案第 59 号、買受適格証明（3条）について、令和 6 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。それでは、次のページをお願いいたします。

番号：1 番、所在：小栗字鎌倉、登記簿地目：田、現況地目：田、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,415 m<sup>2</sup>、受人：桜川市南飯田、経営面積：2,369 m<sup>2</sup>、労力総数及び稼働数：2、2、公売の期日：令和 6 年 1 月 19 日。

2 番、寺上野字町田、田、田、1,828 m<sup>2</sup>、筑西市海老ヶ島、0m、1、1、令和 6 年 1 月 19 日。以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いいたします。

秋山員宏  
委 員

10 番、秋山が 1 番を報告いたします。

先月の 25 日に書類審査を行いました。また同じ地区の農業委員、農地利用最適化推進委員さんと書類審査をしております。申請人ですが、申請人は地区外の方ですが、以前は耕作をしていた実家の土地でありまして、公売になったことを知って買い受けたいとのこと。買受適格証明は可能と思われませんが、皆様方の更なるご審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

2 番をお願いいたします。

寺内美雄  
委 員

5 番、寺内が報告をいたします。

2 番のこの案件ですが、先程の 3 条の 25 番にありました案件に関連する農地です。買受適格証明願を出している法人は、地区で保育園を運営する社会福祉法人です。買受資格について問題ないと思われ。皆さんの更なるご審議をお願いいたします。以上です。

委 員

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いいたします。

議 長

「異議なし」

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 59 号を採決いたします。

議案第 59 号は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 59 号は、原案どおり買受適格証明（3 条）を発行することに、決しました。

次に、議案第 60 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案書の 28 ページをお願いします。議案第 60 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について、令和 6 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 6 年 2 月 1 日となります。現況地目は田、畑になっております。期間は 10 年以上のみで、筆数 257 筆、面積 585,188 m<sup>2</sup>となっております。こちらの詳細につきましては、次の 30 ページから 38 ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 60 号を採決いたします。

議案第 60 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）を決定することに、賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 60 号は原案どおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画（一括方式）を決定することに、決しました。

次に、日程第 4、報告第 52 号から第 56 号を、事務局より説明願います。

事務局長  
中澤課長

それでは中澤課長よりご説明を申し上げます。

それでは、私からは報告第 52 号から報告第 56 号までを一括してご説明させ

ていただきます。

初めに 39 ページをお開き願います。報告第 52 号、農地法第 3 条の規定による公売・競売の許可報告について、令和 6 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

許可申請件数は 1 件でございます。これは買受適格証明の交付を受けた申請人が筑西市から売却決定通知を受けたことにより所有権移転を許可する専決処理を行ったものでございます。

次に報告第 53 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 6 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 1 件でございます。これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に 43 ページをお願いいたします。報告第 54 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、令和 6 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 1 件でございます。これは市街化区域内における転用で、自己住宅 1 件の届出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に 45 ページをお願いいたします。報告第 55 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 6 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は 2 件でございます。こちらは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅 1 件、駐車場用地 1 件の届出受理の専決処理を行ったものでございます。

次に 47 ページをお願いいたします。報告第 56 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 6 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちらは合意解約の通知のありました件数、31 件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和 5 年度第 10 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和6年1月10日

議 長

署名委員

署名委員